協働推進事業　意見シート

事業名	評価事項等		担当課回答
協働推進事業	自治基本条例の理念に則り 適切に運営されている事業か	（人数分布） ←そう思わない　0　0　0　8　6　そう思う→	
	市民のニーズに応えている事業か	（人数分布） ←そう思わない　0　0　1　9　6　そう思う→	
	期待通りの成果を上げている事業か	（人数分布） ←そう思わない　0　0　2　8　6　そう思う→	
	自治の推進に寄与している事業か	・協働の推進がなされ、自治基本条例の理念を具現化している ・新たな担い手を作り出す取り組みもされている ・自治の推進に寄与する基幹的な事業の一つである ・自治の推進には協働が不可欠な社会的状況となっているため、このまま住民ニーズを踏まえた取り組みを進めていくべきである ・資料にある通り、様々な事業や支援等があり、しっかりと寄与していると感じる ・持続可能性の面から若い世代にもう少し裾野を拡大する方法を他課との連携で探ってほしい	
	質問等記入欄	・多様性の面から言えば、障碍者との協働はどのように進められているのか。障害福祉課が所管であると推定できるが、横串を刺すのが協働推進課の役割だと思うので、取り組みや理念について教えていただきたい	【自由記入欄④・⑦の内容も含めて回答いたします】 障害者との協働事業としては、青少年ボランティア育成事業で、手話や聴覚・視覚障害者の団体、授産施設等と協働し、小学生から概ね２５歳までの青少年を対象としたボランティア体験プログラムを実施しております また、職員が団体や個人とのマッチングをしており、障害者支援を行っている団体等とのマッチング希望等があれば、障害福祉課や団体等を紹介するなどの情報提供を行っております 協働推進条例では、「協働の担い手同士がそれぞれを尊重し、多様なつながりをもった関係性を構築し、ともに社会を支えあうこと、そして、その多様な協働の担い手がそれぞれの長所を活かしながら、人、地域、社会全体を成長させ、その成果を次世代に継承していくことである」と定めております。協働という理念は全市的な取り組みであり、市内各部署や市民、町会・自治会、NPO法人など多様な協働の担い手にその理念を浸透させていく必要がある。そのための取り組みとして、ボランティア見本市などの啓発事業に加え、協働の推進に必要な事項を附属機関である協働推進委員会に諮問し、いただいた答申を踏まえ、施策に反映させております
	自由記入欄 （事業の意義・課題・改善点等）	・協働推進事業の事業を幅広くやっていることを知ることができた ・助成金や補助金、また多文化共生を推進するための施策については一定の意義を感じる	
		①ファミリー層やサラリーマン世帯の関与・協働のためには、目に見えるメリットや土日祝日に行政側と意見交換・協働できる機会が必要ではないか ②協働の効果を数値で把握するのは難しいが、協働によりどのような効果がでているのかについての説明がほしい ③協働に参加している人々の声がどのようなものか知りたい ④同じように地域をベースに活躍している自治会やＮＰＯ団体とのつながりを作るような取り組みを積極的に行っていくことが求められているのではないか ⑤多文化共生について、外国人と自治会をのコミュニケーションが生まれるような取り組みが期待される ⑥男女共同参画の体制については簡単な説明であったが、専門性が必要となっている相談員がしっかりと確保できるような体制になっているのかが気になった ⑦パラリンピックで障害を持った方々の活躍を見ると、その方々との協働・社会・街づくり等ももっとでるのではないか ⑧ネットを使ったＰＲを進める方法で事業の活性化を図れるのではないか ⑨ジェンダーレス社会になっていく中で、「男女」協働参画という表現はいつまでも使えないのではないか ⑩多文化共生に関して、近隣に多く外国人が住んでいるが、ゴミ出し、町会への加入等考える点が多くあるのではないか ⑪外国人住民の増加は著しく、せっかくの行政サービスが追い付けていないのではないか ⑫自ら進んで行政等にコンタクトすることなく、共生をするつもりがない外国人も多いと聞いているがどうか	①主なメリットとして、市民と行政が協働することにより、民意が反映された行政サービスが提供できます。また、かわぐち市民パートナーステーションは、祝日を除く、火～日曜日に開所しております ②数値で説明することは困難ですが、様々な事業を通じて、ボランティアや協働の土壌を醸成しております。例えば、協働推進事業助成金を活用した事業では、芝園団地自治会と学生ボランティア団体が協働により芝園かけはしプロジェクトといった多文化共生事業を行い、言葉の違いによる中国人住民と日本人住民との軋轢を解消し、協力関係を構築した事例などがあげられます ③青少年ボランティア育成事業：体験者が体験後に生き生きとした姿に変わっていくことを目の当たりにし、事業に参加した意義を感じる 見本市：幅広い市民と接することができる貴重な機会であった。生で活動を市民の皆様に訴えるのに十分な場であった。予想以上に自分たちの活動に興味を持っている人が多いことを知ることができた。知り合った人々との関係性を構築していきたい。 上記は一例でありますが、このような声を広く周知し、啓発に役立てたいと考えます ④【質問等記入欄】に記載のとおりと考えております ⑤自由記入欄②の回答にありますように、芝園かけはしプロジェクトの様な実績があります。今後も、この事例を参考に取り組んでまいります ⑥川口市の女性相談員は、以下のような資格を持った方を会計年度任用職員として採用しています。現在、火曜日～金曜日の週４日相談窓口を開設しておりますが、曜日ごとに４名の女性相談員を配置しております 資格：男女共同参画に関する視点を持ち、下記の条件のいずれか一つを満たし、意欲を持って職務にあたることができる方 （１）社会福祉士、臨床心理士又は精神保健福祉士の資格を有する方 （２）学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する大学において、児童福祉、社会福祉若しくは心理学を専修する学校又はこれらに相当する課程を修めて卒業した方 （３）女性一時保護施設、母子緊急一時保護施設又は母子生活支援施設で３年以上の業務経験を有する方 （４）（１）～（３）に準じる方であって、相談員としての必要な知識経験を有する方 ⑦【質問等記入欄】に記載のとおりと考えております ⑧市ホームページに加えＳＮＳを活用し、周知をしていますが、事業の活性化のためには、さらなる工夫が必要と考えております ⑨「男女」共同参画の表現についてですが、男女共同参画社会基本法から派生しております。今後は、多様性を尊重する共生社会づくりの視点も重要でありますが、ジェンダーギャップ指数で日本は世界156カ国中、120位と低い数値となっております。このことから世論、国や県の動向を注意深く注視して行きたいと考えております ⑩ゴミ出しマナーの取組みとしまして、川口市に転入された外国人に、「外国生活入門ガイドブック」を配布し、地域における生活ルールを理解していただく事を行っております。また、担当部署である環境部において多言語による看板設置を行っております。町会への加入については、担当課において多言語によるご案内を作成しております ⑪行政サービスの多言語対応を進めています。国際交流員や外国人相談員、多言語ボランティアによる通訳・翻訳だけでなく、タブレット端末やスマートフォンを利用した電話による通訳サービスを導入して、外国人相談窓口のほか、外国人来庁者の多い窓口に配置して活用しております ⑫外国人住民に対するさまざまなご意見を頂戴しておりますが、生活マナーやルール等の指導を、関係部局と連携をとりながら対応しております。日本人住民・外国人住民が多文化共生の考え方のもと、差別や偏見のない、ともに安心して暮らせるまちづくりを進めることが重要であると考えております